

令和3年度 定期監査の指摘事項に対する措置状況一覧

指摘事項内容	措置状況	措置通知 年 月 日	備考
農林水産部（農村整備課、国府町、河原町、気高町、青谷町総合支所）			
<p>行政財産使用料について（収入） 前回定期監査で指摘している事項で、行政財産使用料について、行政財産使用料条例第3条に前納と規定されているにもかかわらず、年度当初に納入通知書が送付されていなかった。適正な事務処理を徹底されたい。 （鳥取市行政財産使用料条例第3条） <農村整備課、国府町総合支所、河原町総合支所、気高町総合支所、青谷町総合支所></p>	<p>令和4年度の行政財産使用料については、年度当初に納入通知書を送付しました。<農村整備課、河原町、気高町、青谷町総合支所> 適正な事務処理を行うよう、課員及び各支所担当者へ通知しました。<農村整備課> 国府町総合支所及び青谷町総合支所についても、令和5年度分から適切な処理を行いました。<国府町、青谷町総合支所></p>	R5. 4. 27	
教育委員会（文化財課）			
<p>備品管理について（財産） 備品については、現物と帳簿の定期的な照合が財産規則に定められているが、備品整理簿を確認したところ、所在不明のもの、登録された所在場所と異なる場所で使用されているもの、登録された内容では品目等が不明なものが見られた。 また、庁舎移転後に使用している現事務室の机等の所管替えや、移転時に廃棄した物品の廃棄手続きが行われていなかった。 実態に即した備品整理簿となるよう早急に整理されるとともに、備品の異動・処分等にあたっては速やかな事務処理、現物と帳簿の定期的かつ適切な照合を実施されたい。 （鳥取市財産規則第37条、40条、41条、42条）</p>	<p>備品台帳と現物を突合し、加除等手続きの上、出納室に台帳を提出しました。現物がない備品について、庁内に照会して有無を確認の上、削除を行いました。品目の分かりにくいものについては名称を訂正しました。帳簿の修正・確認、備品整理簿の照合など、今後は速やかな事務処理を心がけます。</p>	R5. 5. 15	